



# かつの土地改良区だより

## ゴミゼロ運動(水土里ネット秋田)



水土里ネット秋田では平成22年度から農業水利施設内の「ゴミゼロ」運動に取り組んで8年目を迎えております。今年も5月30日(ゴミゼロ)に県内土地改良関係者ら一斉にクリーン・アップを行い、鹿角支部では、花輪大堰の下町地内の用水路及び水利施設(水門等)の清掃・点検、ゴミ除去を行いました。農業用排水路の「水」は「食の安全」に大きく関係し、農業者や地元住民とともに、「人為的なゴミ投棄のない綺麗な水」で農産物を育てることへの関心を高めて行けるよう、また、広く水土里ネットの活動を理解してもらえよう、継続して活動を行ってまいります。

## 水路や施設にゴミを捨てないで

用水路等への生活ゴミや草刈り作業による刈り草等の投棄が増え、それらのゴミが原因で農業用排水路が詰まったり、スクリーンに大量に溜まって、用水の安定供給ができないばかりか、ゲートなどの高価な施設の故障や、水路から用水があふれて水路破損の原因となります。刈草の放置も、雨風により水路に流れ水路管理に困っておりますので、適切に処理するようお願いします。

用水路のゴミ問題は、農業者だけの問題ではなく非農家の方も含めた地域の皆様のモラルの問題です。当改良区としましても、ゴミ捨て禁止の啓発をしておりますが、組合員の皆様も、地域の皆様の意識が少しでも高まっていきますよう啓発にご協力くださいますようお願いいたします。

平成30年7月発行

水土里ネットかつの  
かつの土地改良区

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内  
TEL0186-23-3762 FAX0186-23-8378  
mail: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

《平成30年4月1日現在の状況》 組合員数：2,093名 賦課面積：1,708ha (田1,677ha、畑31ha)

# 平成29年度 通常総代会開催

～総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、平成 30 年 3 月 11 日（日）、午前 9 時半より鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて、平成 29 年度通常総代会が開催されました。

議案は、定款の一部改正、平成 29 年度一般会計収支補正予算等並びに平成 30 年度一般会計収支予算等を審議いたしました。

今回の議長は、八幡平地区総代の齊藤武良氏が選任され議案審議に入り、報告事項を含む提案 20 議案は原案どおり満場一致で可決されました。

【出席者数】 総代 58 名中（定数 60 名中欠員 2 名）、43 名出席（出席率 74.1%）

## 【主な議決事項】

### ○平成 30 年度事業計画の議決

国県市の施策・事業を最大限活用し、農業農村整備事業を積極的に推進して行く取組として、平成 30 年度は次の事業を行います。

- ① 末広地区県営ほ場整備事業の推進  
【本年度事業内容】 ・一時利用地の指定、相続等代位登記  
・農用地流動化についての関係機関との調整活動  
【事業費】 921,000 千円（地元負担 7.5%・・・区債及び借入金 69,075 千円）
- ② 新規整備地区の掘り起こし
- ③ 農業用河川工作物応急対策事業の推進  
・農業用河川耕作物応急対策等事業（腰廻地区） ため池等整備事業（頭首工改修）  
◎本工事・・・右岸施行固定堰補修 ◎用地補償等  
【事業費】 73,280 千円（地元負担 4%・・・区債及び借入金 2,931 千円）
- ④ 頭首工管理規程作成
- ⑤ 滞納賦課金等徴収対策の強化
- ⑥ 多面的機能支払交付金事務支援
- ⑦ 21 世紀土地改良区創造運動の展開

※土地改良施設維持管理適正化事業、地下かんがいシステム支援事業、水田畑地化基盤整備事業、多面的機能支払交付金事務支援について新規参加要望があれば、随時とりまとめますので改良区までご連絡下さい。

### ○平成 30 年度一般会計収支予算の議決

予算科目 （収入）	本年度 予算額 （千円）	前年度 予算額 （千円）	前年比 （千円）	予算科目 （支出）	本年度 予算額 （千円）	前年度 予算額 （千円）	前年比 （千円）
土地改良事業収入	25,688	26,380	▲692	土地改良事業費	5,198.5	5,783	▲585
附帯事業収入	795	925	▲130	一般管理費	18,902	18,168	734
補助金等収入	2,586	2,630	▲44	負担金等	72,387	69,505	2,882
受託料収入	200	200		借入金返済支出	7,552	8,303	▲751
雑収入	973	899	74	他会計繰出金	6,520	5,349	1,171
借入金収入	72,007	69,387	2,620	予備費	339.5	113	227
他会計繰入額	5,650	5,000	650				
繰越金	3,000	1,800	1,200				
収入合計	110,899	107,221	3,678	支出合計	110,899	107,221	3,678



## ○平成30年度会計収支予算規模

〈一般会計〉	110,899,000 円
〈末広地区農地集積加速化基盤整備事業特別会計〉	13,851,000 円
〈土地改良施設維持管理適正化事業特別会計〉	1,130,000 円
〈多面的機能支払交付金事務受託特別会計〉	79,000 円
〈仮受（償還金等）特別会計〉	1,298,000 円
〈地区除外決済金特別会計〉	192,000 円

## ○平成30年度賦課金徴収の議決

平成30年度における、かつの土地改良区の経費は、定款第26条の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することで決議されました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準（10a当たり）			
	土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田	800 円
地区内の畑			500 円	
末広事業地区（事業区域内）			500 円	
腰廻事業地区（事業区域内）			300 円	
維持管理費		花輪地区	地区内の農地	200 円
		十和田地区	〃	500 円
		瀬の沢地区	〃	500 円
		間瀬川地区	〃	200 円
		末広地区	〃	1,000 円以内
		借入償還金等特別賦課金	花輪地区	県営ほ場整備事業
高屋地区	県営ほ場整備事業		5,622 円	
末広地区	県営ほ場整備事業		44 円以内	
永田地区	地下かんがいシステム導入		4,065 円	
大久保地区	地下かんがいシステム導入		5,314 円	
賦課時期	平成30年10月1日			
徴収期限	平成30年11月30日			
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づき徴収又は、本土地改良区において直接徴収する事になっております。			
賦課基準日	平成30年4月1日現在の土地原簿の地積による			

### 【賦課金口座振替について】

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、**農協口座**をお持ちの組合員の方は、『**口座振替依頼書**』を提出して頂きますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。

（かつの土地改良区  
TEL0186-23-3762）

### ※JA かつの「営農口座制度」廃止について

平成28年12月31日にJA 営農口座が廃止となっています。

当改良区賦課金振替口座に「営農口座」を届出されている組合員の方は、普通貯金口座からの「口座振替依頼書」を提出して頂く事になりますので、土地改良区までご連絡下さい。お手順をお掛けいたしますが、ご協力をお願いします。



## 《農業農村整備事業について》

対象事業	実施内容	地元負担及び補助内容
地下かんがいシステム導入支援事業 ※詳しい内容は3頁へ	地下水制御装置（必須）の新設、暗渠排水、土壌改良、用排水路	事業費の8.75%負担
畑地化促進排水事業 (県単モミガラ補助暗渠)	農業法人、集落営農組織、認定農業者が行うモミガラ補助暗渠施行への助成	実施主体が直営施行の場合 8,400 円/10a(定額補助)
農業基盤整備促進事業 (定額)	田・畑の区画拡大、暗渠排水の新設、湧水処理、末端畑地かんがい施設の新設等	田・畑区画拡大 55 千円～125 千円/10a 暗渠排水 75 千円～145 千円/10a 湧水処理 14 千円/100m

※上記事業の要望がある場合、詳しい事業内容、実施要件、費用負担等について改良区までお問い合わせください。

## 土地改良施設維持管理適正化事業

～土地改良施設の長寿命化対策～

趣 旨	土地改良施設の整備が急速に進展することに伴い、造成された施設が増加している。それらの施設は極めて強い公共性を有しており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が重要な課題となっている。このため、行政の助成により管理補修の資金を手当し、定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図ることにより、社会資本の保持と農家負担の軽減に資するもの。		
採 択 基 準	①対象施設 県土地改良事業団体連合会が行う水土保持強化対策事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設 ②整備補修の基準 ア 診断・管理指導の結果、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。 イ 団体営規模以上の事業により造成された施設 ウ 1施設当たりの事業費が200万円以上の整備補修等 ③整備補修工事の内容 ア 適正化事業・・・おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものは除く。 イ 施設改善対策事業・・・地区内の円滑な転作の実施及び転作の団地化の促進に資するための小規模な施設の整備補修 ④事業実施例 ア 適正化事業・・・水門扉の整備補修、電気設備の精密整備、門扉等の塗装、用水路の小規模補修しゅんせつ等 イ 施設改善対策事業・・・用水路の整備改善、水門・分土工等の整備補修等		
負担割合	事業主体40%、国30%、県30%	事業主体	土地改良区、市町村、その他団体

## 地下かんがいシステム導入支援事業

戦略作物の品質や収量の大幅な向上による高収益農業を実現するため、暗渠排水やモミガラ補助暗渠による排水強化対策をステップアップし、用水補給や地下水位制御が可能となる地下かんがいシステムの導入を支援。

### 【事業内容】

区画整理済で、農業法人などの担い手に集積された団地を対象に、地下かんがいシステムの導入を支援します。

＜負担割合＞

国 55% 県 27.5% 地元（市町村、農家） 17.5%

＜事業要件＞

- ・受益面積 1ha 以上（中山間地域等）※一定区域内での飛び団地の実施可能
- ・1地区当たり事業費200万円以上、受益者数2者以上となること
- ・園芸作物作付割合を一定以上増加させること※大豆・麦・水稲直播を追加

### 【事業メニュー】

＜暗渠排水（本暗渠）＞ 排水と地下かんがいのための導水管	＜補助暗渠＞ 本暗渠による排水と地下かんがいの補助	＜地下水位制御装置＞ 用水供給と地下水位のコントロールのための装置
---------------------------------	------------------------------	--------------------------------------

### 【期待される効果】



**戦略作物の品質向上・収量増大**

※ 上記事業への要望がありましたら、事務所までご来所下さいますようお願いいたします。



# 21世紀土地改良区創造運動活動報告

「21世紀土地改良区創造運動」は土地改良区が主役となり、全土連や県土連、国、県、市町村の行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。

この運動は、通称「21創造運動」と呼ばれ、平成13年度から全国で展開されています。かつの土地改良区も平成15年から市内小学校を対象として、農業体験や施設説明などの活動をしてきました。

## 農業体験学習（田植え）

今年も6月1日に末広小学校全校児童とその家族、地域農家の方々に力を合わせ取り組み「古代米たんぼアート」を完成させました。今年のたんぼアートのデザインは「末広小ありがとう」です。田植え前日に文字の枠杭を打ち、田植え当日、文字部分は高学年、外周部分を低学年の児童と地域農家の方々が丁寧に植えました。



アート型枠杭（末広小ありがとう）



高学年が文字アート内を担当



お家の人と一緒に植えています！



小学校に感謝をこめて「ありがとう」



地域の皆さんと一緒に

## 農業体験学習（稲刈り）

平成29年7月、水土里ネット秋田のドローンで上空からアートを囲む子供達を撮影して頂きました。子供達はドローンに興味津々でした。

10月6日に稲刈りを行い、3～6年生が稲を刈り・束ね、1・2年生が稲を運び・干す作業を分担し、みんなで力を合わせてお米を収穫しました。



# 組合員の皆様へ

## 組合員の資格に移動があった場合は届出が必要です！

下記のような事由にて、市町村や農業委員会、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区へ届出がなければ、土地台帳等の修正は行われません。（土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務）届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので必ずお届け下さい。

### 1. 組合員資格得喪通知

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

### 2. 賦課金の口座振替

- ①口座番号を変更・解約した場合

### 3. 農地転用、地区除外

当土地改良区の地区内にある農地（田）を宅地、道路等（公共用地買収）の目的に転用する場合は、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」を提出してください。

### 4. 施設等の他目的使用

各種雑排水・し尿浄化水を放流するとき又は、公共下水道に切り替えるとき。

※各種届け出用紙が必要な場合、改良区までご連絡願います。

## 注意！滞納賦課金は新組合員に継承されず。

### ～土地改良法第42条 権利義務の承継～

- 農地の権利移動（農地の売買や賃貸借をする場合）の際は、賦課金滞納の有無にご注意ください。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。
- 競売物件には土地改良区賦課金の滞納有りと明記されておりますのでご確認ください。

## 訃報

理事 高田 博行 氏  
平成 30 年 5 月 5 日ご逝去

高田博行氏は、平成23年7月から理事に就任され、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力いただきました。ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

## 節水にご協力ください！

かんがい用水として取水できる量は水利権により定められています。雨不足により渇水が起きると、取水制限を余儀なくされることもあります。土地改良区としても用水配分には充分気を配っておりますので、限られた水を有効に利用するためにも、日頃から節水へのご協力をお願いします。

- ◆ 掛け流しをしない ◆
- ◆ 下流の事を考えた取水 ◆
- ◆ 水路溝畔の管理 ◆

かんがい期を迎え、通常時より水深も深くながれも早い状態です。

本土地改良区の管理する水路にも大量の水が流れており大変危険です。水難事故にご注意下さい。

毎年のように各地で子供の水難事故が多く起こっています。用排水路やため池の周辺では絶対に遊ばないよう、大人の皆様から子供達と約束して、事故から子供達を守りましょう。

